

令和6年度 第1回当別町空家等対策協議会 会議録

日 時 令和6年8月22日（木） 10:00～10:55

場 所 当別町役場 2階 小会議室

出席者（出席委員） 松岡委員（会長）、小田島委員（副会長）、五十嵐委員、
吉原委員、佐々木委員

（事務局） 種田部長、中渡課長、樺澤係長、青山主査、小杉相談員

傍聴者 なし

【会議概要】

1. 開 会

2. 挨拶

住民環境部の種田部長より挨拶。

3. 協議事項

①当別町における空家等の状況について

- ・空家登録状況について

【質疑応答】

Q：空家登録解除の内訳の中で「入居」とあるが、これはどのように確認しているのか？

A：定期的な巡回や連絡の中で確認するほか、町内会長等からの情報提供により把握する場合もある。

Q：空家の除却が主目的となっていることはわかるが、まだ利活用可能な物件への案内等はしているのか？

A：委員ご指摘のとおり、まずは状態の良くない空家の除却を進めることを主目的として空家対策に取り組んでいるところ。ただし利活用についても重要な取り組みであることは認識しており、空家として登録する際に所有者に地元の不動産会社を紹介するほか、不動産会社等から役場に対して空家情報の照会があった際に情報提供して良いかについての確認を行うなどの取り組みを実施している。

Q：高齢者の一人暮らし世帯も多く、状態の悪い空家になる前の未然予防として流通促進を検討することも大切。また、そうした方の相談先として、福祉部署や社会福祉協議会等との連携も必要になってくると思う。

A：承知した。

・対応状況について

【質疑応答】

Q：指標がいずれも良くない判定のものはどれくらいあるのか？

A：建物の状態が悪く（A判定）、影響度が高い（A判定）と判定しているものは現時点で4件あるが、いずれも所有者等との連絡は取れており、除却に向けた調整を進めているところ。

Q：適正管理の依頼文書の内容は、敷地内の草刈りや除雪が多いのか？

A：委員ご指摘のとおり。

Q：当別町に住んでいない方にとっては、草刈りや除雪をどこに依頼すればよいかわからないという方も多いと思う。そうした案内を追加してはどうか？

A：適正管理の依頼文書には担当宛での電話連絡依頼を記載しており、空家所有者と直接お話しをする中で、当該空家の今後の対処の意向について聞き取りを行っているところ。その際に、地元の事業者を紹介するなどの対応をしているが、委員ご指摘の手法を踏まえてどのような対応が良いか引き続き検討してまいりたい。

Q：空家の未然防止の観点から、社会福祉協議会等と連携して高齢独居の方のリストを入手し、現時点から相談を受けるなども検討していただきたい。また、一部地域で開発事業者の融資を受けて家を建てたのち、融資については完済したにもかかわらず、当該事業者が抵当権を解除しないまま倒産してしまっている事例がある。倒産した開発事業者の清算人と連絡が繋がればよいが、そうでなければ非常に手続きが煩雑となるため注視が必要である。

A：承知した。

②その他

質疑等なし

4. 閉会